

第 51 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和 7 年 2 月 6 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 30

2 開催場所

トーサイクラシックホール岩手 (岩手県民会館) 4 階 第 1 会議室

3 出席者

【委員 (敬称略、50 音順)】

小野澤 章 子

小野寺 真 澄 (リモート出席)

齊 藤 貢

丹 野 高 三 (部会長)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 加 藤 研 史

技術主幹兼環境調整担当課長 阿 部 規 子

総括主任主査 川 又 康 明

主 査 昆 野 智恵子

主 任 橋 本 裕 子

技 師 黒 澤 結 香

技 師 村 上 大 貴

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課

主 事 太 田 桃

4 議 事

(1) 審議事項

ア 大気部会長の選任及び部会長の職務代理者の指名について

○加藤総括課長

議長は、審議会条例により部会長が行うこととされておりますが、部会長が決まるまで、事務局が進行役を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、本部会における審議事項については環境審議会運営規程の別表 1、議決事項については別表 2 のとおりとなっております。

議事のア部会長の選任についてですが、岩手県環境審議会条例により委員の互選となっておりますが、事務局としましては前部会長である丹野委員に引き続き部会長をお願いしたいと考えております。皆様、丹野委員を部会長に選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○加藤総括課長

異議なしとのことですので、部会長は、丹野委員をお願いいたします。

46 それでは、ここからの進行につきましては、丹野部会長にお願いいたします。

47 丹野部会長は席の御移動をお願いします。

48

49 ○丹野部会長

50 それでは、次第によりまして議事を進めてまいります。

51 「部会長職務代理者の指名」についてですが、職務代理者は、部会長があらかじめ指名することとなっております。

52
53 部会長職務代理者につきましては、齊藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

54

55 (異議なし)

56

57 ○丹野部会長

58 異議なしとのことですので、職務代理者は、齊藤委員にお願いいたします。

59

60 (1) 審議事項

61 イ 大気汚染防止法に基づく令和7年度大気汚染調査測定計画について

62 (2) 報告事項

63 ア 令和5年度測定結果(大気)について

64 (資料1-1、資料1-2により事務局から説明)

65

66 ○丹野部会長

67 ただいま、事務局から説明がありました内容について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

68

69 ○齊藤委員

70 資料1-1、参考2のPM_{2.5}の成分分析の結果を今後評価されると思いますが、その評価がどのように生かされるのか教えていただきたいです。

71

72 ○事務局

73 御存知のとおりPM_{2.5}は、粒子径で分けられた物質になりますので、例えば同じようなPM_{2.5}の測定値が示されていても地点ごとに成分に違いが見られます。そのため、成分の組成割合の違いから発生原因などを推定することができます。

74
75 また、環境省が四季に合わせてそれぞれ1回ずつ測定するよう全国的に依頼しており、本県も結果を環境省に報告し、国においてもデータの整理を行っているところです。

76

77 ○齊藤委員

78 ありがとうございます。令和6年度までは久慈市で測定し、令和7年度から盛岡市に地点を変更するということでしたが、先ほど発言があったとおり、発生源を特定となると、久慈市は沿岸

85 地域で盛岡市は内陸地域ですので、恐らく結果が変わることが想定されますが、県として成分分
86 析をやるのではなく、あくまで環境省に結果を報告するということでしょうか。

87

88 ○事務局

89 県としても久慈市などで測定しておりますので、結果を比較して発生源の特定に繋げていき
90 たいと思います。また、成分分析は、これまで宮古市、奥州市、一関市、久慈市で実施しており、
91 盛岡市で3年ほど実施しましたら、次は釜石市での測定をもって県内でPM_{2.5}の測定機を設置して
92 いる全地点のデータが揃うこととなりますので、そこから傾向等の分析をして今後に生かしてい
93 きたいと思います。

94

95 ○齊藤委員

96 ありがとうございます。

97

98 ○小野澤委員

99 資料1-1の参考1、10年間の推移を図で示していただいたところですが、発生源を特定して
100 排出を抑制するという指標の部分と安定的で問題のない状況だということを監視する役割の両方
101 を兼ねていると思いますが、発生源を特定して抑え込むというような緊急性の高いものがどのデ
102 ータで目的の違いはあるのか教えていただきたいです。

103

104 ○事務局

105 測定局を置いている常時監視地点につきましては、資料1-2の1ページ表-1に示すとおり
106 属性というものが、一般的な環境を監視する目的で設置していますが、ただPM_{2.5}は新しく測
107 定項目となった、過去に環境基準を達成しない局があった物質になりますので、そのあたりは、
108 一般環境といいながらも、発生源からの影響がどのようになっているのか監視している局ともな
109 っています。

110 それに対し、有害大気汚染物質等について、資料1-2の2ページ表-2に示すとおり、盛岡
111 市から大船渡市は、地点区分に全国標準とあり、一般的な環境を経年的に監視する地点として設
112 置しております。一関市三反田について、沿道というところに丸がありますが、交通量が多いと
113 ころに設置しておりますので、自動車からの排気ガスの影響を監視するために設置しています。
114 一関市東山と住田町は発生源からの影響を把握するために設置しています。

115 大まかにこのように分類されていますが、実際、一般的な環境の監視により、発生源の影響を
116 監視することにもなります。

117

118 ○小野澤委員

119 ありがとうございます。発生源からの影響を予測して、積極的に対策を打つためのデータとい
120 うことで今後も測定いただきたいと思いました。

121

122 ○丹野部会長

123 他にいかかでしょうか。

124 無いようであれば、令和7年度大気汚染調査測定計画について、事務局案のとおりお認めいた
125 だいたということにさせていただきたいと思います。

126

127 (1) 審議事項

128 ウ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和7年度ダイオキシン類調査測定計画につい
129 て

130 (2) 報告事項

131 ア 令和5年度測定結果(ダイオキシン類)について

132 (資料2-1、資料2-2により事務局から説明)

133

134 ○丹野部会長

135 ただいま、事務局から説明がありました内容について、質問、意見等ございましたらお願いい
136 たします。

137

138 ○齊藤委員

139 特に発生源周辺におけるダイオキシン類の測定を実施している地点は、水質や土壌が測定され
140 る場所と関係性がある地点を選定しているものでしょうか。

141

142 ○事務局

143 大気、水質及び土壌を測定している地点について、関係性があるものではございません。

144

145 ○齊藤委員

146 令和7年度の計画で関係性ないものとして承知しました。

147 今後は、大気、水質及び土壌の地点を同じ地点で測定したほうがよろしいかと思いますが、い
148 かがでしょうか。

149

150 ○事務局

151 いただいた御意見を踏まえて、次回、6か年のダイオキシン類に係る調査測定方針を策定する
152 際に検討したいと思います。

153

154 ○小野澤委員

155 齊藤委員が御質問したことに関連して、世間でPFASなど発生源が断定できないことで汚染が拡
156 散するケースがあり、地下だけではなく地上も汚染源となっていることがあるかと思しますので、
157 汚染源の早期発見のためには、大気、水質及び土壌の地点を一致させ、結果を比較することが必
158 要だと思いました。

159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195

○事務局

御意見ありがとうございます。

○小野寺委員

発生源が特定されている地点については、何かしらの対策がされているものと思いますが、発生源が特定されていない地点が存在することも考えられますので、発生源と疑われる地点を設ける方法もあるかと思えます。

○事務局

御意見ありがとうございます。

○丹野部会長

ただいま諮問しているダイオキシン類測定計画と先ほど諮問した大気汚染防止法に基づく測定計画も含めて、今回委員から御意見いただいたところは次回反映することがよろしいかと思えます。

○事務局

重要な御指摘ありがとうございます。大気、ダイオキシン類に限らず水質についても広く全体をモニタリングしている部分と排出源を特定している部分については、ターゲットを絞った形でその周辺を測定する方法の両方を実施しております。

今後は全体を把握するように計画を策定し、測定していることを強調できるような説明の仕方をして参ります。

○丹野部会長

一般環境のモニタリングの観点も変化を捉える上では重要だと思えますので、今回の諮問事項から外れましたが、御検討よろしく願いいたします。

○丹野部会長

他にいかかでしょうか。

無いようであれば、令和7年度ダイオキシン類調査測定計画について、事務局案のとおりお認めいただいたということにさせていただきたいと思えます。

(1) 審議事項

エ 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について
(資料3により事務局から説明)

196 ○丹野部会長

197 ただいま、事務局から説明がありました内容について、質問、意見等ございましたらお願いい
198 たします。

199

200 ○齊藤委員

201 最後に説明のあった金ヶ崎町寺下において、現在の準工業地域と工業専用地域を解除して無指
202 定地域にするということですが、金ヶ崎町としてはこの場所に工場かなにかを建設する予定だっ
203 たものを建設しないと方針を転換したことでしょうか。

204

205 ○事務局

206 元々の都市計画が金ヶ崎町で策定されたのが昭和48年で、時期を同じくして岩手県として現在
207 の岩手中部工業団地等の地域一帯を、工業地帯地域として、整備していく方針が示されたことで、
208 寺下地区は指定されていましたが工業専用地域として利用されていなかった経緯がありました。

209 今回、当該地域の北側に伝統的建造物群等が存在し、また、当該地区は全域が北上川及び胆沢
210 川の浸水想定区域に指定されていることから、開発行為というのを推進していく地区としては除
211 外する方針となり、住民説明会等を行い、このような都市計画に定めたというように金ヶ崎町か
212 ら伺っております。

213

214 ○齊藤委員

215 ありがとうございます。

216

217 ○丹野部会長

218 他にいかかでしょうか。

219 無いようであれば、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について、事務局案の
220 とおりお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。

221

222 (2) 報告事項

223 イ 自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音測定について

224 (資料4-1～資料4-6により事務局から説明)

225

226 ○丹野部会長

227 ただいま、事務局から説明がありました内容について、質問、意見等ございましたらお願いい
228 たします。

229

230 ○齊藤委員

231 新幹線騒音の件で、3年間も連続して基準値を超過している地点については、事業者には対策
232 を要望しているところと思いますが、その後何か変化はありますでしょうか。

233 ○事務局

234 岩手県高速交通連絡協議会等で、測定結果は事業者様にお伝えしており、10 県協議会でも、会
235 議の中で、JR 東日本の本社の方から、東北新幹線沿線において、75 デシベルを超過する地点が非
236 常に多いことについて、問題意識を持って対応しているとお話いただきました。

237 また、徐々に達成率が悪化している状況や昔より音が大きくなったとの苦情についても認識さ
238 れていると伺っております。

239 対策としましては、周波数の分析等により東北新幹線において、車輪がレール上を転がること
240 で発生する転動音が原因である可能性が高いことが想定されております。問題のある車両の車輪
241 を削正し、東北新幹線の区間で 75 デシベルを超過している 4 地点にて削正前後で騒音測定を実施
242 し、いずれも削正後騒音が軽減したことから、今後、計画的に東北新幹線の車輪の削正を行い、
243 対策の結果を次回以降の 10 県協議会で報告できるようにしたいと伺っております。

244

245 ○齊藤委員

246 ありがとうございます。

247 もう 1 つ質問ですが、令和 7 年度の測定地点が、概ね経年的に基準を超過していることと思
248 います。令和 6 年度新たに滝沢市で超過したことから令和 7 年度の計画に追加されたと理解しまし
249 たが、もし、来年度も超過した場合には定点となることでよろしいでしょうか。

250

251 ○事務局

252 定点となることを想定しております。毎年、測定が基準値未満であることからローリングとな
253 っていた経緯がございますので、超過した場合は、今後もモニタリングしていくことになるかと
254 思います。

255

256 ○齊藤委員

257 分かりました。先ほど JR 東日本の本社の方からのお話で、騒音の低減に向けて対応中であると
258 説明いただきましたので、例えば、超過地点で定点観測している箇所については、車両の対策前
259 後でどのような変化があったのか、経年変化をグラフや表で示していただきたいです。

260

261 ○事務局

262 御意見ありがとうございます。

263

264 ○小野澤委員

265 資料 4-1、基準値を達成していない地点について、評価の仕方が住宅の戸数なので住民にと
266 って悪い影響を与えている可能性が考えられますが、ピンポイントで対策可能なのか、交通量が多
267 い等の要因で達成が難しい地点なのか教えていただきたいです。

268 あと、資料 4-1 参考で令和 5 年度の区間の達成状況を、地域名で示しているものがございま
269 すが、山田町の国道 45 号線が 32%と昼間なのに達成率が低い地点があり、これについても理由

270 等ございましたら教えていただきたいです。

271

272 ○事務局

273 まず、1点目に御質問いただいた件について、測定結果は環境省を通じて、国立環境研究所の
274 システムを用いて個別地点の達成状況を公表しております。この結果から国土交通省等の道路整
275 備を担当する部署が情報収集をした上で、対応しております。また、住民への影響について、測
276 定は室内で行っていないため、防音工事が済んでいる住宅は、騒音の影響を受けにくいと考えら
277 れますが、個別の住宅の状況は反映されておられません。

278 次に、2点目に御質問いただいた件について、(山田町国道45号線の区間を投影)こちらの区
279 間ですが、アパートが2棟合わせて19戸あり、資料4-1参考の3ページ目で達成状況が32.1%、
280 つまり28戸のうち19戸で達成しなかったのが、このアパートとなります。評価対象の戸数がア
281 パートに集中していたため、結果的に達成率が低くなってしまいました。

282 また、こちらのアパートは震災前から建っており、震災後に大きなインターチェンジができた
283 ことなども影響していると考えられます。

284 実際に居住している方からの苦情について、山田町から伺いましたが、令和2年度から遡って
285 も記録はないとのことで、別件で町の担当者が訪問したところ昼間に留守にする方が多く、実際
286 には気づいていない部分が大いのではないかとのことでした。もし、住民から苦情などの声があ
287 上がってきた場合には、山田町と連携して情報収集等を行いたいと考えております。

288

289 ○小野澤委員

290 ありがとうございます。

291 1点目について、継続的に基準を超過する状況になるような地域であれば、具体的に道路計画
292 なり、道路整備上の工夫をどうしていくのかというところにもう1歩踏み込んで対策ができると
293 よいと思います。

294 私も県や国の道路整備の委員会でお仕事をさせていただきますが、実際に道路ができれば、沿
295 道の生活者の方はどうかっていうところまでは、配慮できない部分は正直あると思いますので、
296 逆に数戸であれば、技術的に対応できる可能性もあるため、道路の完成後に考えるというよりは、
297 今の技術であれば早く予想することは可能だと思いますので、ピンポイントにこういう環境のと
298 きには非常に条件が悪くなるということは、データの蓄積があると思いますから、可能な限り具
299 体的に反映できるような、国、県及び市町村の道路整備と環境が繋がりをもつ仕組みの形成を続
300 けていただきたいというのが要望です。

301 2点目について、達成率が低くなった経緯が分かりました。人に対する影響を把握するために
302 戸数を単位にして、達成率を確認するって仕組みになっていると思いますが、一方で、実態との
303 乖離があることも起きかねないので、地点ごとの達成状況の把握と1地点で居住者が多ければ、
304 影響が大きいということも把握する必要があるので、戸数の確認の他に地点での状況の確認も併
305 せて必要だと先ほどの説明を聞いて思いました。

306 あと資料4-1参考の2ページ目、町村別の達成状況について、紫波町の近接空間における達

307 成率が73%で一番低いと思いますが、これも多分人口が密集していることが原因と考えられます
308 ので、影響受ける人が多いということは、この数字で把握できると思いますが、先ほど申し上げ
309 たとおり、戸数の確認と地点での状況の確認が必要だという印象を持ちました。

310

311 ○事務局

312 御意見ありがとうございます。

313

314 ○小野寺委員

315 資料4-1の1ページ目、要旨のところ騒音規制法に基づく規制地域を有する11町村が常時
316 監視の実施区間の対象となっていますが、騒音規制法に基づく規制地域というものは何をもって
317 決められているか詳しく教えていただけますでしょうか。質問の意図としては、花巻市及び北上市
318 がなぜ規制地域となっていないのかが疑問です。

319

320 ○事務局

321 環境関連法便覧の167ページの第2節、規制基準等の1地域の指定という項目がございまして、
322 14市10町1村において、規制地域が指定されております。同ページに指定地域の区域の区分と
323 というものがございしますが、都市計画法の用途地域に合わせて当てはめを行っております。こちら
324 は市町村で策定されている都市計画法に基づく都市計画というもので、用途地域が指定され、都
325 市計画により当てはめられているところですが、その都市計画を定めるのが、各市町村の都市計
326 画課等になりますので、市町村が定めた都市計画の用途地域の類型をこちらの164ページの表に
327 記載されている用途地域ごとに、類型の当てはめの地域指定をする事務を町村は岩手県が行い、
328 市は、市が行っているので、御質問があった花巻市及び北上市について、岩手県では測定を行っ
329 ておりません。

330 なお、市の測定は、市から直接環境省へ報告するような形になっています。

331

332 ○小野寺委員

333 ありがとうございます。市の測定結果は環境省に報告しているから、資料には反映されてこ
334 いということですね。

335 県の環境審議会大気部会での把握というのは、市の環境審議会等で報告しているから問題ない
336 ということでしょうか。

337

338 ○事務局

339 市の環境審議会等の報告は、申し訳ございませんが、事務局で把握しておりませんのでお答え
340 できませんが、報告事項としては県で実施している測定の内容となります。

341

342 ○小野寺委員

343 市の部分については、市の管轄であるため、県が意見する余地はないと思いますが、県が把

344 握する必要があるのかどうかということに加えて、地域の騒音の度合いが他と比較したいとなっ
345 た場合、どこで公表されているのか教えていただけますでしょうか。

346

347 ○事務局

348 市から環境省に報告されたデータにつきましては、先ほどの国立環境研究所のシステムを通じ
349 て、一般的に公表されておりますので、基準超過がある地点というのは、道路の敷設等の計画を
350 策定する際に参考資料として用いていることを伺っております。引き続き、情報収集等をしなが
351 ら、市町村からの情報というのも、岩手県の方でも把握に努めていきたいと考えております。

352 また、大気部会では、市の策定結果について、御報告させていただくことはありませんが、毎
353 年、年度末に岩手県や市町村等で騒音等を測定した結果を取りまとめて、データブックという形
354 で県のホームページで公表しております。

355

356 ○小野寺委員

357 ありがとうございます。市の測定結果について、県の管轄ではないけれども、大気部会に情報
358 提供する必要があるのではないかなと思いますので、参考までに共有できる資料があれば、共有
359 していただくよう検討いただければと思います。

360

361 ○事務局

362 御意見ありがとうございます。

363

364 ○丹野部会長

365 非常に貴重な御意見いただいたと思いますので、御検討いただくようお願いします。

366

367 ○丹野部会長

368 他に無いようですので、以上で報告事項を終了します。

369

370 (3) その他

371

372 ○丹野部会長

373 事務局から何かありますか。

374

375 ○事務局

376 特にありません。

377

378 ○丹野部会長

379 委員の方は何かありますでしょうか。

380

381 (なし)

382

383 ○丹野部会長

384 無いようですので、その他の事項も終了します。

385

386 ○丹野部会長

387 それでは、本日の議事は以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。